

徳島県病院局管理規程第八号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表中

管理者	病院局長	課長	課長
病院局長	課長		

を

管理者	病院局長	副局長
病院局長	副局長	課長

に改める。

別表第二服務関係事項の項第一号の10中「臨時的に任用される職員及び」を削り、同表
その他事項の項第一号中「通勤手当」を「通勤手当及び通勤費用弁償」に改める。
別表第六第一号中「通勤手当」を「通勤手当及び通勤費用弁償」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。